

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 9 月 1 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 5 号 洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
- 日程第 3 報告第 2 号 健全化判断比率の報告について
報告第 3 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 4 号 株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告について
- 日程第 5 議案第 2 6 号 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 7 号 自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の廃止について
- 日程第 7 議案第 2 8 号 洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第 8 議案第 2 9 号 工事請負契約の締結について (湯元橋修繕工事)
- 日程第 9 議案第 3 0 号 工事委託協定の変更について (洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事)
- 日程第 1 0 議案第 3 1 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 1 議案第 3 2 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 2 議案第 3 3 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 3 議案第 3 4 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 4 議案第 3 5 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 3 6 号 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 6 認定第 1 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認定第 2 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第 3 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第 4 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認定第 5 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第 6 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認定第 7 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定に

ついて

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第16まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	越前谷 邦夫 君	2番	大久保 富士子 君
3番	篠原 功 君	4番	大屋 治 君
5番	立野 広志 君	6番	五十嵐 篤雄 君
7番	千葉 薫 君	8番	今野 幸子 君
10番	石川 邦子 君	11番	板垣 正人 君
12番	大西 智 君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	武 川 正 人 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	総務課長	野 呂 圭 一 君
企画防災 課 長	仙 波 貴 樹 君	税務財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君
住民課長	後 藤 和 郎 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
健康福祉 センター長	末 永 弘 幸 君	観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君
産業振興課 長兼新型コ ロナウイルス特別 対 策 室 長	原 信 也 君	環境課長	佐々木 勉 君
上下水道 課 長	篠 原 哲 也 君	庶務課長	兼 村 憲 三 君

農業振興 課長	片	岸	昭	弘	君	洞爺湖温 泉支所長	金	子	信	之	君
会計 管理者	金	子	真	優	美	教育長	洪	川	賢	一	君
管理課長	高	橋	謙	介	君	社会教育 課参事	角	田	隆	志	君
社会教育 課長	原		美	夏	君	代表監査 委員	山	口	芳	行	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	書記	阿	部	は	る	か
庶務係	木	村	暁	美						

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は10名であります。

越前谷議員から遅刻の申出があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、石川議員、11番、板垣議員を指名いたします。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書1ページをお開き願います。

同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてでございます。

洞爺湖町表彰条例第3条の規定により、下記の者を表彰することについて、議会の同意を求めるものでございます。

まずお一人目、洞爺湖町本町163番地、加藤公二氏、続きまして、登別市登別東町4丁目36番地2、バルビゾンA-103、石川須美子氏、洞爺湖町入江49番地15の真屋敏春氏、洞爺湖町清水168番地、小林忍氏、洞爺湖町成香399番地、原田尚一氏の5名でございます。

それでは、ご功績の概要等を説明資料でご説明いたします。

議案説明資料の1ページになります。

初めに、加藤公二氏、81歳でございます。

平成17年から令和3年まで16年の長きにわたり、洞爺湖町自治会連合会役員として、自治会連合会の運営及び地域振興活動に積極的に参画され、連合会会員相互の融和に努められるなど、地域自治、地域福祉の振興発展に貢献された功績によるものでございます。条例第3条第1号の地方自治の振興に尽力された功績であり、基準年数が16年以上でありますので、功労表彰に該当するものでございます。

続いて、石川須美子氏、63歳でございます。

平成4年から令和4年までの30年余の長きにわたり、洞爺地区の歯科診療所の歯科医師及び学校歯科医として、歯科健康診査など各種保健事業に参画され、地域の保健衛生の向上及

び児童生徒の健全育成に貢献された功績によるものです。条例第3条第3号の保健衛生の向上に尽力された功績であり、基準年数が30年以上でありますので、功労表彰に該当するものでございます。

続いて、真屋敏春氏、73歳でございます。

洞爺湖町長として3期12年の長きにわたり、町長という重責を担い、町政の執行と地方自治の進展に尽力された功績は大なるものがあります。特に、町財政の再建、洞爺湖有珠山ユネスコ世界ジオパークの活動推進と入江貝塚・高砂貝塚を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産の登録を実現し、地域資源を生かしたまちづくりに取り組まれた功績によるものです。条例第3条第6号の地方自治の振興に尽力された功績であり、基準年数が12年以上でありますので、功労表彰に該当するものでございます。

続いて、小林忍氏、69歳でございます。

平成2年から令和4年までの通算18年余の長きにわたり、農業委員会委員として農地関係法の適正な事務並びに農地の利用調整及び最適化の推進や地域農業の振興に努められ、地域農業の向上と発展に貢献された功績によるものです。条例第3条第6号の地方自治の振興に尽力された功績であり、基準年数が18年以上でありますので、功労表彰に該当するものでございます。

続いて、原田尚一氏、61歳でございます。

平成17年から令和4年まで通算16年余の長きにわたり、農業委員会委員として農地関係法の適正な事務並びに農地の利用調整及び最適化の推進や地域農業の振興に努められ、地域農業の向上と発展に貢献された功績によるものです。条例第3条第6号の地方自治の振興に尽力された功績であり、基準年数が16年以上でありますので、功労表彰に該当するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。確認程度の質疑としたいと思います。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意については、同意することに決定いたしました。

◎報告第2号及び報告第3号の一括上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第3、報告第2号健全化判断比率の報告について及び報告第3号資金不足比率の報告についてを一括して議題といたします。

一括して報告を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

報告第2号並びに報告第3号を一括してご報告いたします。

初めに、2ページの報告第2号健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

健全化判断比率の状況でございます。

実質赤字比率並びに連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債費比率は10.6%、将来負担比率は30.9%となっております。

続いて、4ページです。

報告第3号資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

1枚めくっていただきまして、5ページをご覧ください。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計並びに簡易水道事業特別会計の3会計、いずれも資金不足比率は発生してございません。

以上、2件一括してご報告いたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号健全化判断比率の報告について及び報告第3号資金不足比率の報告についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第4号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書6ページをご覧いただきたいと思います。

報告第4号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてでございます。

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものでございます。

1ページめくって、7ページをご覧いただきたいと思います。

第32期の事業報告について。

期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日でございます。

8ページ、9ページの会社の概要につきましては、省略をさせていただきます。

10ページの事業の概要をご覧いただきたいと思います。

当期は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う2年連続となる国の緊急事態宣言の発令により、グリーンステイにおいても自粛や制限などが求められ、4月24日のオープン以降、5月17日から6月20日と8月27日から9月30日まで一時休業し、121日間の短縮営業といたしました。

中段を省略いたしまして、この結果、当期の年間利用者は1万4,330人、前年比104.7%、約640人の増という状況になってございます。

経営面では、令和3年度の売上げ総利益は2,141万8,000円、販売費及び一般管理費などの経費は2,450万1,000円、うち原価償却費327万1,000円となり、いわゆる本業部分では308万3,000円の営業損出となりますが、営業外収益として雑収入が163万4,000円を加算し、本業と本業外を合わせた決算では、経常損出144万9,000円となっております。

続きまして13ページ、貸借対照表をご覧いただきたいと思います。

令和4年3月31日現在の貸借対照表でございます。

左側が資産の部、右側が負債と純資産の部となっております。

まず、左側の資産の部ですが、流動資産で現金及び預金、商品の合計で6,539万4,595円、固定資産は、有形固定資産の建物から一括償却資産まで合わせまして2,596万7,518円、無形固定資産は、借地権3,351万8,500円となっております。投資その他の資産は、出資金と預託金を合わせまして5万3,080円、資産の部合計が1億2,493万3,693円となっております。

右側の負債の部でございます。

流動負債は、預り金と未払消費税で54万8,410円、また純資産の部は、資本金が1億4,950万円、利益剰余金といたしまして繰越利益剰余金が△2,511万4,717円となっております。これによりまして、純資産の部の合計が1億2,438万5,283円、負債と純資産の部の合計は1億2,493万3,693円となっております。

続きまして、14ページでございます。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの損益計算書でございます。

純売上高は、キャンプ利用料収入からごみ処理手数料まで、合わせまして2,282万9,772円、売上原価は、期首棚卸高、商品仕入高、期末棚卸高を合わせて141万2,266円、売上総利益は2,141万7,506円となっております。販売費及び一般管理費は2,450万637円、営業損失は308万3,131円となっております。

次に、営業外収益は、受取利息及び雑収入で163万4,127円、差引きで経常損失が144万9,004円となり、同額当期純損失となっているところでございます。

なお、15ページ及び16ページの説明については、省略をさせていただきます。

以上、ご報告いたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号株式会社グリーンスティ洞爺湖の経営状況の報告についてを終わります。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第26号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書17ページをご覧いただきたいと思います。

議案第26号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の趣旨でございます。

職員の妊娠・出産・育児等々仕事の両立のため、地方公務員の育児休業等に関する法律と民間の育児休業に係る法令が改正され、育児休業を2回に分けて取得できるようになるとともに、この育児休業に加え、出生後8週間以内の育児休業も2回まで取得できるようになりました。また、民間の育児休業の取扱いに合わせて、国家公務員の非常勤職員の育児休業の取得要件も緩和されております。このことから、洞爺湖町におきましても法令改正及び国に準じた取扱いとなる改正を行うというものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料によりご説明いたしますので、議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条でございます。

第2条は、育児休業の取得要件を定めており、第3号で非常勤職員に関する規定を定めて

おります。改正後の第3号のア、次のいずれにも該当する非常勤職員、(ア)において、子の出生後8週間以内の育児休業の取得する場合は、在職の要件を育児休業の末日から6か月後とするとして要件を緩和しております。

次に、改正後のイ、次のいずれかに該当する非常勤職員の規定では、現行のイとウの規定を一つに統合する整理を行ったものでございます。

次に、4ページ下段から6ページにかけましては、第2条の3並びに第2条の4の改正内容となります。

まず第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の規定中、第3号では非常勤職員の育児休業の取得期間を1歳6か月とする場合並びに第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合では、期限を2歳までとする場合の要件を定めておりますが、改正後は、夫婦交代制で育児休業を取得する場合に配偶者の育児休業の終了の以前から夫婦同時に育児休業を取得することができるように柔軟化を図ることとしております。

ただし、1歳以降、1歳6か月以降の育児休業については、民間の有期限雇用者の規定と同様に、それぞれ育児休業は1回までの取得としております。

次に、7ページの現行の第2条の5の規定削除は、法律の改正により条項の移動があったため、文言を整理した上で新たに第3条の2に移動するものでございます。

次に、現行の第3条は、法で規定する2回の育児休業を終えた場合に、配偶者の病気や保育の利用ができない場合など、特別な事情により育児休業を再度取得できる要件を規定しておりますが、法改正に伴う現行の第3条第5号の規定が不要となりますことから、削除し、これに伴う各号の繰上げ及び文言の整理を行うものでございます。

次に8ページ、改正後の第3条の2の規定の追加は、産後8週間以内の育児休業の期間を定めるもので、現行の第2条の5の規定を移動するものでございます。

最後に、第10条では、育児短時間勤務を再度取得する際の要件を規定する現行の子の養育計画に関する規定中「育児休業等計画書」とあるのを「育児短時間勤務計画書」に改める様式名称の整理を行うものでございます。

議案書の19ページに戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思います。

附則第1項、施行日につきましては、この条例は、令和4年10月1日から施行するとしてございます。

第2項、経過措置として、施行日の前までに育児休業等計画書を提出した際の取扱いについては、従前のとおりとするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、ちょっと質問しますね。

今回の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、内容的には、以前の中身から比べれ

ば一定の改善があって、いいのかなと思うのですが、私、実際の運用としてどうなるのかということをお聞きしたいのですね。

例えば、ここで言う会計年度任用職員、前で言う非常勤職員のことですが、会計年度任用職員についても原則２回までが可能となったということなのですがけれども、会計年度任用職員というのは、１年以内を限度として雇用されるわけでしょう。そうすると、採用の時期に、例えば採用後の１年以内にこの出産が予定されているという場合でも採用には不利益にならないのかどうか。つまり１年ごとの採用ですよ。そういう中であって、本来、採用後もしっかりと身分の保障がされなければ、この制度がこういうふうによくなっても、実際には運用できないのではないかと。つまり１年以内に出産の予定があって、その間、今度は出産後８週以内に育児休業が取得できますよと書いていますけれども、そういう方を最初から町は非常勤職員として採用するのかと。出産期間中、人員が足りなくなるわけですから、当然補充しなくてはいけない、代用しなくてはいけないということを前提に分かっているながら、本当に採用するという考え方を持っているのかどうか。

制度的には改善されていても、多分なかなか進まないのではないかなと。１年以内に出産の予定がある方を非常勤職員、あるいは会計年度任用職員として本当に行政としては採用するという考え方を持っているのかどうか。このことがしっかりと保障されなければ、この制度が幾らできても、ただ絵に描いた餅といたしますか、運用されないままになってしまうのではないかと心配があるのですが、その点についての行政側としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまの質問で、会計年度任用職員は１年が限度で雇用する場合にこの制度が該当とならないのではないのかというご質問だと思います。

会計年度任用職員は、単年度ということで雇用はしているのですが、よっぽどの理由がなければ２年、３年という形で雇用すると認識しております。そういう中で、今回会計年度任用職員についての、もともとは１年６か月の雇用が見込まれていなければ該当にならないところなのですがけれども、今回については、半年後に雇用になっていれば一応該当になるということでの改定でございます。

質問の内容としては、そういうことが分かっている採用するのかということかと思いますが、そちらについては、制度上分かった時点で取得できるということになりますので、採用するということになろうかと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） ５番、立野議員。

○５番（立野広志君） 今の答弁はちょっとよく分からなかったのですが、会計年度任用職員は、１会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職員ということになっていますよね、規定としては。ただ、実際には１年限りではなくて、繰り返し再雇用されて、次の年も働くという方が多いのだと思いますけれども、原則としては１年限り、１会計年度内の雇用期間

を原則として採用すると。

町が会計年度任用職員を採用する理由となるものは、その業務に対して当然人員を補充するために、臨時的に補充するために採用するわけでしょう。そうすると、臨時的にその年度に必要な非常勤職員を採用する期間、例えば出産等によって育児休業を取得しなければならないという状況が分かっているときに、それをそういう人たちも含めてちゃんと採用して、育児休業期間中においては、また代わりの非常勤職員を採用するというような行政としての考え方がしっかりとなければ、せっかく改善されたと言いながらも、これが実際に運用されないのではないかという心配があるのですが、そのことはそうではなくて、例えば年度内に出産の予定があったとしても、条件が合えば、当然面接とかいろいろ試験とかあるでしょうから、そういうものをしっかりとクリアできていれば、出産時期にかかわらず採用しますよという考え方を行政として持っているのかどうかということを私はお聞きしたいのです。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今、議員お話しされたように、制度上は、単年度が基本原則としてということでございます。ただ実態としては、うちもそうなのですけれども、再雇用という形で継続しているという実態もございます。いずれにしましても、子どもが生まれるというのは町にとっては大きな、子ども子育てに町長は力を入れております。そういうことからいって、不利益になるような形を取らないように、せっかく新しい制度で子どもの育児に関して配慮するといいますか、法律自体がそういう形、それから民間もそういう動きになってございますので、うちのほうとしては会計年度任用職員がお休みを取られている間に手当てしないといけない場合も出てくるかと思っておりますけれども、基本的にはそういうような不利益を与えないような形で、せっかくできた制度ですので、そういうような運用をしていきたいというのを基本的に考えてございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 3回目ですので、単に新規に採用する会計年度任用職員だけではなくて、継続して繰り返し採用を予定していたけれども、その翌年といいますか、採用年度において、例えば出産の予定が出てきたと、だから1年限りの雇用なのだから、今期限りでもう採用しませんよというような不利益の扱いは行わないということを改めて確認できれば、私はまずいいのかなと思っております。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございましたように、会計年度任用職員の育児でございます。私も行政の中に入って、会計年度任用職員が優秀であるなど感じているところでございます。正職員の町長面談が先般終わりました、2週間前に会計年度任用職員のフルタイムのほうも面談をするということで各課に指示をしたところでございます。

そういった観点からも、本当に即戦力でありますので、今、議員ご懸念のような対応をするのではなく、会計年度任用職員も大きな大きな戦力でございますので、そういった点で再雇用ということは前提でございますし、採用したときにそのような事実がなくても、例えば

お子さんの出産が明らかになった場合については、会計年度任用職員に対して不利益にならないような対応をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第27号自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書20ページをご覧くださいと思います。

議案第27号自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の廃止について。

廃止の趣旨でございます。

町は、合併協議に基づきまして自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例を定め、報酬として予算計上した年額6万円を各自治会長に支給させていただいているところでございます。

自治会は、町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、法人格を持たない任意の団体でございますが、行政と住民の皆さんが一体となったまちづくりには欠かすことのできない役割を担っており、自治会長はその団体の長でございます。

このことから、合併時から条例に基づき、活動の一助となる手当を予算化してまいりましたが、このたび法的、または各自治体の実態等も参考に、改めて報酬からの支出について再検討させていただきました結果、担う役割を鑑み、予算支出は報償としての性質を有すると

判断しましたことから、報酬支出の根拠となる当該条例廃止のご提案をさせていただくものです。

なお、令和4年度で措置した現条例に基づく予算は、本会議における補正予算におきまして予算科目報償費へ振替させていただき、継続して行政と各自治体の良好な関係を維持してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

附則でございます。

第1項、施行期日として、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、経過措置といたしまして、この条例の施行の日に、廃止前の自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の規定により、令和4年度における自治会長の手当の支給要件を満たす者に対しては、同条例の規定にかかわらず手当を支給しないとするものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今回の自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例を廃止するというのは、私も以前から、こういう扱いというか、こういう扱いがいいのかどうかというのはあれですが、少なくとも自治会というのは行政の下請機関ではないということを明確にして、その上で、行政が逆に自治会に協力を求めたりするという関係なのだとということを明確にする必要があるなとは思っておりますが、まず、今回こういう形での条例の廃止提案が出された経緯について、特に年度途中の扱いでもあるので、その経緯について説明をいただきたいことと、もう一つは、予算額の報酬から、扱いとして手当から報酬というふうに変えるわけですが、金額的には全く同じ6万円と。自治会には戸数の多いところもあれば、少ないところもありますよね。そういう中で、一律自治会長に対する報酬を同じ金額にしたというのは、この際どういうことが理由となっているのか。こういう点も分かれば説明いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） まず、今回ご提案させていただきました経緯でございます。

今年5月に行われました自治会連合会の定期総会ないし6月末に行われました自治会長会議において、自治会長の方々からご意見をいただきまして、こういう問題提起があるということでご提案をいただきました。

それに基づきまして、實際上どのような形になっているかということでございますが、まずは、自治会長の法的位置づけということを洞爺湖町としてどのように考えるかということでございます。それに関しましては、道内、さらには道外の各自治体の状況を見たということと、北海道に自治会に対する法的位置づけの考え方ということも聞いてございます。

そういう考え方を勘案しながら検討した結果、報酬ではなく報償費ということで、支出科

目としては報償費が妥当なのではないか、今までは報酬として支出していたものは適切な科目ではないだろうということで判断したところでございます。

なお、今回ご提案させていただきました、先ほど副町長も申しましたが、自治会長というのは町としてこういう位置づけであるということを再認識した上で、こういう形でのご提案としてございます。

なお、金額の6万円というところの経緯でございます。

合併協議まで遡るところではございますが、洞爺と虻田でそれぞれ合併協議をした経過を探ったところでございますが、探った中で、合併協議をそれぞれ自治会連合会等で協議した結果、6万円と設定したところでございまして、自治会長手当額及びその支給方法に関する条例というところで6万円という形で支給することが決まったという経過を探ったところでございます。

なお、報償費という形で支出しているところでございますけれども、現在、予算の範囲内で支出するということでございまして、今後予算の大小、6万円が妥当なのか、そうではないのかというところはございますけれども、議論については、今後予算の過程の中で議論することも踏まえ検討する中で考えていきたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） すみません、先ほど質問の中で報酬と言ってしまいましたが、報償費に変えるということです。

それで、もう一つ聞きたいのですが、今、課長がお答えになったように、これまでの自治会に対する行政の取扱いとして、いろいろと道にも道の状況とかも確認したということですが、そうすると今まで設置されていた条例というのは、いわば法に抵触するような扱いだったのかどうか。報酬という表現が、つまり自治会というのはあくまでも自主性や主体性を持った地域の縁故団体ですよね。そういうものに対して報酬を支払うことは、本来これは条例としては問題のあったものだということの認識を持って今回これを廃止するということなのですか。

その辺のことも確認をさせていただきたいのと、年度途中で急いでこれをやっているわけですよね。例えば今後、一律6万円がいいのか、あるいはどういう形で報償費を支払うのがいいのかということを議論が足りないのではないかと。もうちょっと議論をしてもいいのではないかという気がするのですが。

自治会長というのは、戸数が多ければ多いほど仕事量も多いわけですよね。中には町から預かる広報などの仕分けなども自治会長自ら毎月苦勞してやっている方もいます。戸数が多くなればなるほど、その手もかかりますし、また地域の見守りとか、そういう地域の協力や活動にも戸数が多くなればなるほど負担も大きくなる。当然それは自治会内で会長に対する報酬を考えればいいことかもしれませんが、行政側からの協力依頼もその戸数が多い分、増えていくわけですから、その辺戸数に合わせた形で報償費なども検討する必要があるのではないかと思うのですが、なぜこんなに急いでやらなくてはいけなかったのかちとい

うことを改めて伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） まず、自治会の関係の手当、運営交付金は、議員ご承知のとおり、合併の協定書の中でコミュニティ関係ということで整理をされています。

この手当については、合併時までに虻田町の例により調整するというので協定書の中で決めたものでございます。今お話しされたように、当時の自治会の戸数含めて多いところ、それから洞爺地区ですと10ない自治会もございます。会員の数が少ないところもございます。それらも恐らく虻田町の皆さんが小さいところにも配慮していただいて一律にそういう扱いをしていただいたことかなと思います。

今回、年度途中でという、それから違法性の認識というご質問でございますが、これについては、平成29年の地方公務員及び地方自治法の一部改正というのがされております。これは令和2年4月1日に施行されてございますが、ここで特別職の任用や臨時的任用というのが厳格化されている。そこで考えたときに、自治会長は任意の団体の長で、先ほど議員お話しされたように、行政組織の構成員ではないというところが大原則だろうと思います。

そういうことから、他の自治体の例も担当課長が調べたりもしましたが、まだ移行されていないところもあるようです。しかし、先ほど担当課長がお話ししましたように、自治会長の皆さんの中からそういう自治会長としてどうなのだと、その辺りは法改正もあって、いつそういう扱いというのを整理するのだと。合併からの年数も非常にたっていますので。

合併当時はそういうようなことでなく、報酬という形で、適応とはいいませんけれども、しかし令和2年の法改正によってということで、これはやはり速やかに自治会長の皆さんも行政との関係においても気持ちよく、よい関係を保つには早急に行政として手当てする必要があるだろうということから、今回廃止をして、改めて報償費として組み直させていただくということで提案させていただいたものです。

なお、額については、議員お話しされたように、合併時のいろいろな調整から、もうかなりの年数がたってございますので、自治会の規模も大きく変わってきてございます。そういうことから、自治会とも十分お話をさせていただきながら、この辺りについては、どういう金額設定がいいのかということを改めて行政のほうも協議させていただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第28号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の21ページをお開き願いたいと思います。

議案第28号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のように変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の22ページの別表をご覧いただきたいと思います。

このたびの変更につきましては、総務省所管の過疎地域持続的発展支援交付金の交付決定を受け、6月補正により実施しております自然環境価値創出事業の追加並びに洞爺湖町公共施設等総合管理計画から転記することとなっております公共施設等の管理に関する基本的な考え方の記載が令和4年3月に改定されたことに伴う内容変更でございます。

変更事項につきましては、議案書の22ページから40ページの記載内容となっておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第29号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書41ページをお開き願いたいと思います。

議案第29号工事請負契約の締結について。

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、湯元橋修繕工事でございます。
- 2、場所につきましては、洞爺湖町洞爺湖温泉5番地3ほかでございます。
- 3、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。
- 4、契約金額は、6,215万円でございます。
- 5、工期につきましては、契約の日から令和5年3月10日まで。
- 6、契約の相手方は、虻田郡洞爺湖町入江167番地178、株式会社小松組、代表取締役、出店正照となっております。

工事の概要につきましては、議案説明資料の9ページをご覧いただきたいと思います。

橋梁補修一般図のとおり、桁塗装塗替え及び鋼製伸縮継手補修でございます。橋長については、19.4メートルとなっております。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第30号工事委託協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号工事委託協定の変更について。

本議案につきましては、令和4年6月17日に議決を受けました議案第16号洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事、虻田下水終末処理場、とうやクリーナップセンター、虻田中継ポンプ場及び洞爺湖温泉ポンプ場改築更新工事における委託の協定中、協定金額を「3億6,200万円」から「5億140万円」に変更するものでございます。

この工事委託協定の変更につきましては、現在、日本下水道事業団と委託協定を締結している更新予定の機器のうち、虻田下水終末処理場の濃縮汚泥掻き寄せ機、とうやクリーナップセンターの最終沈殿池の汚泥掻き寄せ機及び虻田中継ポンプ場と洞爺湖温泉ポンプ場のスクリーンかす設備に係る見積市場価格の急激な上昇に伴い、工事費の増額が必要になったものでございます。

また、虻田中継ポンプ場の監視制御設備及び機器の更新に伴う仮設費につきましては、設計仕様の見直し及び電子機器部品の製造価格、市場調達価格の急騰により工事費の増額が必要になったものでございます。

各下水道施設の更新機器の毎年度の事業費につきましては、議案説明資料10ページの工事概要図に記載をさせていただいております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 1件だけなのですが、今回、今説明いただいたような理由で増額をしなければならないということなのですが、町としての実質負担額はどのくらい増額になるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 篠原上下水道課長。

○上下水道課長（篠原哲也君） 負担額の増額でございますけれども、全部で総額1億3,940万円の額が現予算から増額になります。このうちの約55%は国からの交付金で賄われます。1億3,940万円のうちの7,667万円です。このうちの交付税が大体半分ぐらい入りますので、大体町の最終的な負担額としては3,833万5,000円ぐらいが負担増となる計算でございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 今出していただきましたけれども、実質的に町が負担するのは3,838万円ですか。これはどういう形で捻出する予定ですか。

○議長（大西 智君） 篠原上下水道課長。

○上下水道課長（篠原哲也君） この分の負担については、下水道事業会計で賄われます。下水道事業会計についての主な歳入に関しましては、下水道の使用料の料金収入と一般会計からの繰入金で大体賄われております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5 番（立野広志君） 最後に聞きます。

つまり、町が新たに負担すべき3,838万円、特別会計ですから、そうすると使用料等でおむね賄うということになれば、例えば将来的に使用料を引き上げる要因にもなるということを行行政側としては考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 篠原上下水道課長。

○上下水道課長（篠原哲也君） 下水道の使用料につきましては、工事の負担額が下水道使用料にそのまま反映するというものではなくて、この先の下水道使用料の歳入の推移を計画して、これから企業会計に移行しますけれども、施設の減価償却だとか、下水道事業をやっていく上ではこれからも施設の更新はずっとやっていかなければならないことになります。それらを全部勘案した上で、これから先、10年、15年単位でどれだけの費用が発生するのかということを見込んだ上で下水道使用料を算定するものでございますから、これだけで下水道使用料が上がるというものではございません。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号工事委託協定の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号工事委託協定の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を11時15分といたします。

（午前 1 1 時 0 2 分）

（午前 1 1 時 1 5 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

引き続き、一般議案を続けます。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第31号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書43ページをお開き願いたいと思います。

議案第31号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,841万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,528万7,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明をいたします。

9月会議の補正予算は、普通交付税の交付額の確定、新型コロナウイルス感染症対策費、その他国や北海道の補助金の交付申請に伴う事業等となってございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、事項別明細の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

11款1項1目地方交付税の増額は、普通交付税の確定によるものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金で、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業分として、令和4年10月から令和5年3月分まで、国が2分の1を負担するというものでございます。

2目衛生費国庫負担金の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、これは10分の10でございしますが、ワクチンの集団接種3月分までの会計年度任用職員の雇用に要する経費でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の増額は、保育士等処遇改善臨時特例交付金で、西いぶり広域連合に対する給与システム改修経費に係る交付金です。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費の増額は、まず1点目が、子ども・子育て支援交付金で、令和4年10月から令和5年3月分までの学童保育支援に対する処遇改善臨時特例事業分として、国が3分の1を負担するもの。それから2点目として、保育士等処遇改善臨時特例交付金は、令和4年2月から9月分までの学童保育支援員に対する処遇改善臨時特例事業分として国が10分の10を負担するものでございます。3節保育所費補助金の増額は、保育士等処遇改善臨時特例交付金で、令和4年2月から9月分までの幼稚園分、保育所の処遇改善臨時特例交付金で、国が10分の10を負担するというものでございます。

3目衛生費国庫補助金、2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額

は、ワクチン接種体制整備に係る補助金で、これは国が10分の10を負担するというものです。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額は、歳出の14款新型コロナウイルス対策費に充当するものでございます。

8目農林水産業費国庫補助金の増額は、経営継承・発展支援事業補助金、こちら2分の1ですけれども、農業後継者の経営発展に資する取組に対する補助金でございます。

6ページ、7ページ目になります。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金で、令和4年10月分から令和5年3月分までの保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分でございます。

2項道補助金1目民生費道補助金の増額は、子ども・子育て支援交付金で、令和4年10月分から令和5年3月分までの放課後児童支援員等処遇改善臨時特例分で、北海道が3分の1を補助するというものでございます。

それから、3目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の増額は、まず1点目が農業委員会活動促進事業補助金で、農業委員会活動促進事業でタブレット整備に伴う通信料の補助、これは10分の10です。それから2点目が水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）補助金で、道営土地改良事業に係る農業者への急高騰による所得損出の補填に係る補助金ということで、これは10分の10でございます。3点目が情報収集等業務効率化支援事業補助金で、農業委員会活動促進事業でタブレットを整備するもので端末購入費の補助、こちらも10分の10の補助でございます。

4目商工費道補助金の増額は、まず1点目がプレミアム商品券発行事業費補助金で、プレミアム商品券発行事業、こちらは洞爺湖町あつまり商品券に対する北海道からの補助、計算では1万6,000セット掛ける500円ということで800万円でございます。2点目が北海道消費者行政推進事業補助金で、消費者行政の充実強化のための啓発用のリーフレット作成に対する補助金です。

19款1項1目繰入金は財政調整基金繰入金で9,000万円減額、普通交付税の確定による繰り戻しをするものです。

21款諸収入5項3目の雑入の増額は、1点目が市町村振興協会助成金で、洞爺湖芸術館の特別展等に対し、いきいきふるさと推進事業補助金が採択されたものです。2点目のその他雑入ですけれども、一つ目が町営住宅白鳥団地の修繕に係る住宅災害見舞金が160万円及び介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算による追加交付で49万3,000円が内訳となっております。

それから、22款1項町債9目臨時財政対策債につきましては、併せて議案書の47ページの2表地方債補正の表をご覧くださいと思います。こちらは、臨時財政対策債の減額で、普通交付税の交付確定によるものでございます。

事項別明細に戻っていただいて、8ページ、9ページ目、歳出をご覧ください。

2款総務費1項総務管理費3目公共財産管理費の減額は、24節特定目的基金積立金で、ふ

るさと納税寄附金に係る経費を増額するため、寄附金の積立割合を変更し、みんなの基金積立金を減額するというものです。

それから、5目電子計算管理費の増額は、情報管理事業で1節から4節までマイナンバーカード促進支援事業事務補助員として、会計年度任用職員2名を配置することに伴う経費です。12節光ケーブル移設業務委託料は、洞爺地区の強化ケーブルの移設業務。18節の西いぶり広域連合負担金は、地方自治体情報システム標準化のための文字同定業務負担金21万4,000円及び給与システム改修の負担金で27万5,000円となっております。

6目諸費でございます。功労者等表彰及び渉外対策事業で、こちらはふるさと納税に係る経費です。8節普通旅費は、道外ふるさと納税イベント参加旅費で、東京、横浜、大阪を予定しています。10節消耗品費は、イベントののぼりとかはっぴの作製、印刷費はリーフレット、PR用のポリ袋の印刷です。11節広告料は、各種ウェブ広告、新聞広告、雑誌広告等の掲載料です。13節施設使用料は、道外ふるさと納税イベント出店料。17節備品購入費はパソコン、モニター、ストレージの購入費用となっております。

7目財政会計管理費の増額につきましては、財政会計管理事業で、22節償還金といたしまして、1点目が障害者自立支援医療負担金返還金298万7,168円、2点目が障害者医療費道負担金返還金60万635円、3点目が非課税世帯等に係る臨時特別給付金事務事業費補助金756万3,694円、4点目が子ども・子育て支援事業費補助金返還金といたしまして3,000円、5点目が低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援臨時特例給付金事務事業費補助金返還金で57万8,000円、最後に特別児童扶養手当事務取扱交付金で1,931円となっております。

10目自治振興費の減額は、自治振興事業で自治会報酬の必須科目の変更によるもの、それから一部減額になっていますが、こちらは洞爺地区の緑沢自治会が第1自治会と統合したことによる減ということでございます。

3款民生費1項社会福祉費4目介護保険費の増額は、介護保険特別会計繰出金事業で、27節の介護保険特別会計繰出金で、令和3年度介護保険低所得者保険料軽減負担金、これは国庫ですが、追加交付による介護保険特別会計への一般会計繰出金に伴うものです。

6目後期高齢者医療費の減額は、後期高齢者医療事業で、27節後期高齢者医療特別会計繰出金で、広域連合事務費繰出金の事業充当に伴うものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

4項児童福祉費1目児童福祉総務費の増額は、子ども・子育て支援事業で、18節施設型給付費負担金で、保育士等処遇改善臨時特例給付による洞爺湖幼稚園分でございます。

5項保育所費2目常設保育所費の増額は常設保育所運営事業で、1節会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員である保育士・保育補助員28名分の処遇改善臨時特例交付金による調整手当でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費の増額は、医療対策事業で旧洞爺歯科診療所内に残っていた機器の廃棄に係る手数料でございます。

2目予防費の増額は、予防接種事業で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、

1 節から 4 節までのワクチン接種に係る事務補助員として会計年度任用職員 2 名、保育士 1 名分の経費となっております。7 節報償費はワクチン集団接種業務の補助員 3 名分の報償費。10 節需用費は消耗品で、集団接種に係る事務用品及び印刷製本費、こちら封筒等の印刷です。11 節役務費は通信運搬費で、返信用のはがき、郵送料及び保険料は 10 月から 12 月分の集団接種実施分の医療従事者の保険料分です。12 節委託料は新型コロナワクチン接種委託料で、10 月から 12 月分の実施の集団接種委託料及び予防接種委託料は個別接種に係る委託料でございます。

2 項 1 目環境衛生費の増額は、霊園管理事業で、洞爺湖温泉霊園の通路、水くみ場の柱の修繕費用でございます。

12 ページ、13 ページでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費の増額は、農業委員会活動事業で、通信運搬費がタブレット端末通信費用、備品購入費が情報収集等効率化支援事業として、農業委員会が活動促進事業補助金、道費ですけれども、受けて農業委員会にタブレット端末を導入するものです。

2 目農業管理費の増額は、農業管理事業で経営継承・発展支援事業補助金として、農業後継者の経営発展に資する取組を行う農業者 3 件に対しまして、1 件当たり 100 万円を補助するものでございます。

3 目農業振興費の増額は、国営大原地区畑地かんがい維持管理事業で、水利施設等保全高度化事業補助金として、道営土地改良事業により夏期施工を実施する農業者へ急高騰による所得損出の補填に対するものでございます。

3 項水産業費 1 目水産業振興費の増額は、水産振興対策事業で、洞爺湖生物多様性協議会負担金として財田地区のウチダザリガニ緊急対策に要する費用の追加負担でございます。

7 款 1 項商工費 1 目商工振興費の増額は、商工管理事務事業で消耗品費、消費者啓発用のリーフレット制作費。

2 項観光費 2 目観光施設管理費の増額は、にぎわい広場管理事業で、イルミネーション設置業務委託料における LED 単価値上がり等による設計金額の変更と財田地区公園施設維持管理事業における財田サッカーグラウンドのポンプ修繕 10 万 8,383 円、それと財田キャンプ場の警備員の便器の取替え 70 万 4,000 円及び河川遊歩道のトイレの便器の取替え 6 万 6,000 円が内訳となっております。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁維持費増額は、洞爺地区道路橋梁保守事業で、大雨による土砂で埋まった大原地区、香川地区の道路側溝の掘り起こし復旧作業によるものでございます。

14 ページ、15 ページでございます。

3 項 1 目河川費の増額は、河川管理事業で、トコタン川の浚渫が 100 万円及び赤川護岸補修で 50 万円の工事請負費でございます。

6 項住宅・建築費 2 目住宅管理費の増額は、町営住宅管理事業で、今年の 2 月の大雪によ

る白鳥団地のベランダ破損の修繕でございます。

10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費の増額は、事務局管理事業で、育英資金等教育振興基金積立金によるふるさと納税寄附に係る経費を増額するため、寄附金の積立割合を変更して育英資金等教育振興基金への積立金を減額するものです。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費の増額は、社会教育管理事務事業で、1 節から 8 節まで会計年度任用職員配置に係る 1 名分の経費です。こちらは、令和 4 年 4 月 30 日で職員 1 名退職したことに伴うものです。

3 目社会教育施設費の増額は、1、児童会運営事業で、会計年度任用職員報酬として時間給の放課後児童クラブ支援員 15 名分の調整手当分、2 として、社会教育施設維持管理事業で、虻田ふれあいセンターホール排煙窓の修繕費用及び 3、洞爺総合センター管理事業で、花粉の飛散や倒木のおそれがある洞爺総合センター周辺にある 47 本の樹木伐採に伴う委託料となっております。

16 ページ、17 ページでございます。

5 項保健体育費 2 目体育施設費の増額は、体育施設運営事業で、町内 4 施設等の修繕でございます。1 点目が虻田体育館、消防設備及び網戸の取替え修繕 9 万 7,150 円、2 点目が町民プールの屋根の破損ガラス取替えということで 37 万 7,640 円、3 点目がテニスコートの照明安定器の取替えで 11 万 3,300 円、プール前の道路補修ということで、お話しした、町道との段差解消、レベル合わせということで 101 万 2,000 円でございます。

13 款 1 項 1 目予備費は、マイナス 1,410 万 1,000 円の減額です。

14 款 1 項新型コロナウイルス感染症対策費 1 目生活支援対策費の減額は、6 としまして、学校給食費支援事業で学校給食会計補助金、6 月補正したものの小中学校の 2 か月分の給食費減免の精算でございます。7 として、物価高騰対策住民生活支援事業、18 節の水道事業会計補助金の減額。27 節の簡易水道事業特別会計繰出金の減額及び公共下水道事業特別会計繰出金の減額は、いずれも 7 月分の家庭用の上下水道料金減免の実績による執行残でございます。

2 目経済対策費の増額は、1 としまして、商工支援対策事業、18 節プレミアム商品券発行事業補助金として 4,000 セットを追加するもの及び貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援分として、貨物自動車運送事業者に 1 リットル当たり 10 円を上限に設定して補助するものでございます。1 台当たりの上限は、軽自動車で 1,000 リッター、4 トン未満で 2,000 リッター、4 トンから 10 トン未満で 3,000 リッター、10 トン以上が 5,000 リッターということでございます。4 といたしまして、農漁業用燃料高騰対策支援補助金交付事業は、農漁業用燃料高騰対策補助金で、乾燥用の灯油及び営農灯油を対象に加えたことによる予算の不足による増額でございます。5 といたしまして、物価高騰対策経営継続支援事業は、18 節水道事業会計補助金及び 27 節簡易水道事業特別会計繰出金の減額、また、公共下水道事業特別会計繰出金の減額は、いずれも 7 月分の業務用上下水道料免除の事業確定によるものでございます。

3 目衛生対策費の増額は、新型コロナウイルス感染症集団感染医療機関等支援対策事業で

ございます。医療機関等支援事業として、北海道が集団感染として認定した医療機関で継続して看護、介護をしている事業者に対して支援を行うものでございます。このたびは、その施設29名掛ける3万円ということで87万円でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、最初に伺いたいのですが、歳入でいえば5ページから歳出に関わっているのですが、本年の2月から9月までケア労働者等処遇改善臨時交付金というのが国の施策によって出されました。3月議会ではそのことを取り上げて、うちの町としては非正規の職員についてのみ、2月から9月までの殊遇改善について国の交付金を受けるということでなっているのですが、先ほど、報酬部分がまとめて支給されているような金額だったのですけれども、月々増額分が配分されていましたから、支給方法として、それはどういうふうには支給されたのかということと、それから、10月以降の対応として、国や道の補助率が変わって、いわば町の負担が増えるような格好になります。この扱いについて、どのように補正予算の中で取り上げているのか。これまでの2月、9月の、要は、処遇改善の水準を下げない、変更しない形でさらにその後の10月以降の報酬等についても支給するという方向なのかどうか。この点について伺いたいと思います。

それから……。

○議長（大西 智君） 立野議員、今の件は何ページのどこでしょうか。

○5番（立野広志君） それぞれに渡っているので、特に保育士、教育委員会の関係でいえば、保育士や学童保育の関係で処遇改善……。

○議長（大西 智君） この議案書の中の何ページのどこになるのか、ちょっと教えてください。

○5番（立野広志君） それらも含めて載っているはずですから、説明しているほうは分かっていると思うのですけれども。例えば、5ページの歳入部分では、2月から9月までの、例えば保育士等処遇改善臨時特別交付金というのが載っていますよね。これは9月までです。この先の10月以降についての取扱いは、今度、歳出部分についても、それらについて、たしか載っていたはずですが、これはちょっと担当のほうでよく分かると思うのですが、説明いただきたいと思います。歳入でいえば、11ページの保育所費でいえば、常設保育所運営事業ということで、保育士28名分ということで調整手当を支給するという説明がありました。これらも、この後の対応としてどうするのかということを伺っておきたいと。

それから、もう1点は、15ページの住宅・建築費の関係です。町営住宅管理事業として、今回は白鳥団地のベランダ補修というのが載っているのですが、以前から、公営住宅のほかの住宅についても不具合があちこち出ていることを私も伺っているのですが、例えば温

泉の柳川通団地の通気孔は、1か所だけではなくてかなりの箇所で通気孔が破損して隙間ができていたりして、入居者は冬場の間、風が入らないようにビニールを貼っているとかという状況もあって、これは今年始まった話ではなくて、以前からこういうこともあるのですが、こういうものについての修繕というのは全然載っていないので、ただ載っているものだけではなくて、住宅の補修についてこの箇所だけを載せたということについて、ほかの箇所についてはどういう扱いになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 立野議員、質疑でお願いしたいと思います。

○5番（立野広志君） 予算に載せていないから聞いているのです。

○議長（大西 智君） この議案の中の質疑ということで受けておりますので、質疑でお願いしたいと思います。

まず1点目の答弁、お願いいたします。

高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 保育士と学童の処遇改善の関係でございます。

3月に追加議案で提案してございまして、それ以降、月々の給料に合わせて支給しているというような状況で支給しております。

10月以降の補助率等の関係でございますけれども、まず歳入におきましては、10月以降は、幼稚園については子どものための教育・保育給付費負担金という形で国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1という形で歳入がされております。学童のほうに関しましては、子ども・子育て支援交付金は、国、道が3分の1、町が3分の1というような形になってございます。保育所については、10月以降は地方交付税で措置されるという形になってございますので、そういうような一般財源で対応しているという形でございます。

歳出については、それぞれ、これまで上半期、半年間支給してきた実績に基づいて来年3月分まで、見込みですけれども、今回の補正で計上しているという形でございます。今後も、条例規則で調整手当をして支給するというふうに定められてございますので、今後もこの率に基づいて支給していくという形を考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ご質問ございました町営住宅の修繕の関係でございます。

今回、白鳥団地のみの計上というところでございますけれども、基本、こちらに載っていない部分につきましては、既存予算の修繕費の中でその都度、管理人等から情報をいただいた中で対応してきているところでございますが、当然、費用の高いものにつきましては、長寿命化計画等を登載した中で補助金等をいただきながら対応しているところでございます。

先ほどご指摘いただきました柳川団地の通気孔につきましては、担当のほうから今後聞き取りした中で、状況がどうなっているのかという部分を把握した中で、金額等考慮した

中で、今後の対応を考えていきたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 9ページ、自治振興費なのですけれども、マイナス6万円になっています。聞くとところによると、1自治会が減ったということですが、洞爺地区の緑沢自治区ですか、事情がよく分かりませんが、以前、統合ですとか編成ですとか自治会内でいろいろありました。

○議長（大西 智君） 千葉議員、起立して。

○7番（千葉 薫君） 失礼しました。申し訳ございません。

9ページ、自治振興事業の自治会長報酬ということで減額になっています。減額になっている理由は分かるのですが、自治会自体が1個減ったという話がありました。この辺の事情が分かれば、自治会長会議とか何かでも、以前は、小さい自治会ですとか大きい自治会、また込み入っている自治会などありまして、そんな話題になったような気がします。今回どういった事情で減ったのか。また、自治会長会議等でこんな話題になっていないのかなどもあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 洞爺地区の緑沢自治会の話でございますが、緑沢自治会につきましては、団地が廃止ということになったこともございまして、戸数が減ったということがございます。

また、自治会それぞれに関しまして、いろいろ合併に関するお話ですとか戸数が少なくなって事情が大分変わってきているとかという話はいろいろ聞いてはございますけれども、先ほど自治会長報酬の関係でもご説明しましたとおり、町としましては、あくまでも自治会は任意団体ということでございます。自治会それぞれがお話ししていただいた中で合併を協議していただくとか、それぞれ隣の自治会に組み込まれるだとかというお話はあるのかなとは考えてございます。

實際上、本町地区、虻田地区の自治会でもそういうようなお話があるとは聞いてございますけれども、まだそこまで至っていないという話も聞いてはございます。町としましては、そういうところを尊重しまして、話の中に入っていくということまでは今のところございません。あくまでも任意団体でございますので、自治会連合会ないしは自治会相互の考え方に沿っていきたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 一つだけ、17ページの商工支援対策事業のプレミアム商品券の件なのですけれども、まず一つは、直近の販売数というか実績はどこまでいっているのかということです。もう一つは、プラス4,000セットになるとこれから販売するという格好ですよ。期間はどうでしょう、最初は9月までの販売で10月いっぱいまで使うみたいな話で

進めていたけれども、これは、期間が延びるのかなと思ったり、10月いっぱいというのは決まっていたても販売はもう少し延びるのかなとか、その辺を明確に、公の場所で言うだけだと思っています。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） プレミアム商品券の追加の関係でございます。

こちらのほうにつきましては、当初1万2,000セットを考えてございました。正直申しますと、今現在1万3,000セット売れております。ここまで販売数が伸びるということはちょっと想定外ということもございまして、急遽追加という形で4,000セット追加させていただいております。

販売期間なのですけれども、こちらのほうは予定どおり9月30日まで券を販売、10月末までの使用ということで考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時51分）

（午後1時00分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

午前に引き続き、一般議案を進めたいと思います。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第32号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書48ページをご覧いただきたいと思います。

議案第32号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,124万7,000円とするものでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

議案書51ページ、第2表の債務負担行為の内容でございます。

終末処理場他機械電気設備更新事業で、期間は令和5年度、限度額を4億140万円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、事項別明細の4ページ、5ページ目をご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項分担金1目受益者負担金の増額は、現年度賦課分の一括納入によるものでございます。

5款1項1目繰入金の減額は、一般会計繰入金で、コロナ対策で実施した住民生活支援経営継続支援で、7月分の上下水道使用料の実績に伴う精算によるものでございます。

7款諸収入1項1目雑入の増額は、虻田下水終末処理場他改修更新に伴う売払処分によるものでございます。

6ページ、7ページ、歳出でございます。

1款公共下水道費1項下水道管理費1目一般管理費の増額につきましては、一般管理事務事業で、22節償還金は国庫返還金確定によるもの、26節消費税及び地方消費税は令和3年度消費税及び地方消費税の確定によるものでございます。

3款1項1目予備費は133万4,000円の増額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第33号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書52ページをご覧いただきたいと思います。

議案第33号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ12億6,306万1,000円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をします。4ページ、5ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金の増額は、過年度分で、令和3年度支払基金交付金介護給付費交付金額の確定に伴う追加交付によるものです。

6款繰入金1項一般会計繰入金3目低所得者保険料軽減繰入金の増額は、過年度分で、令和3年度低所得者保険料軽減負担金額確定に伴う追加交付によるものです。

6ページ、7ページの歳出をご覧いただきたいと思います。

4款1項基金積立金1目介護保険給付費支払準備基金積立金の増額は、介護保険給付費支払準備基金積立金で、令和3年度会計決算にともなう余剰金の積立てによるものです。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金の増額は、介護給付費負担金等返還金で、令和3年度国庫負担金等の精算に伴う返還によるものでございます。

6款1項1目予備費につきましては、5,655万9,000円の減額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） ただいまの介護保険の特別会計補正なのですが、歳出の部分で、介護保険給付費支払準備基金積立金は増額になるわけですが、かなりの金額になります。約3,000万円に近い金額の余剰金なのでしょうけれども、どういうことが原因としてこれだけの余剰金が生まれたのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの介護保険給付費支払準備基金積立金におけます残高部分につきまして、どういった経緯でというような趣旨でございます。

こちらにつきましては、6月議会のときにも簡単にこちらのほうからご説明をさせていただいたかと思いますが、まず、新型コロナウイルスの感染によるものが一番大きな原因であったと分析してございます。まずは、町内医療法人のほうで、コロナ感染に伴います介護病棟から医療病棟へ移るといったことに伴いまして給付費が大きく減額になったといったものでございます。それから、これらのコロナ感染と併せまして、町内のデイサービス等の一時的な事業所の閉鎖等といったものもございましたことから、給付費に大きく減額が生じたといったことでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 分かりました。

実は、隣の豊浦町の話事前に聞いていたのですが、豊浦町などでは介護保険料が増額になったことによって介護を必要としている方が、要は、介護のサービスを減額といいますか、受ける量を減らして、そういった分が当初のサービス量から見ても大幅に減少になって、その分保険料そのものは値上がりしているものですから、その分では余剰金が生まれたというような話も議会では説明しているようなのですよ。

うちの町はどうなのかと。保険料高騰によってのサービスを控えるという状況としては、余剰金が多く生まれた要因の中には含まれていないのかどうか。その辺の点について、どんなふうに見ているのかもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの趣旨で介護保険料の高騰に伴いまして、サービス控えといいたいでしょうか、なかなか受けたくても受けることができない方がおられるというようなお話であったかと思われそうですが、私どもにおきましては、各事業所のほうで定期的に行ってございます会議にも出席をさせていただき、また、日頃必要に応じた連携の中で事業所のほうにも状況については細かな聞き取り等において確認をさせていただいているところでもございます。そういった中におきまして、サービスを利用されている方がどうしても受給困難ということの中で非常に困っているというような実態については、確認はされていないところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第34号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書55ページでございます。

議案第34号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,498万4,000円とするものでございます。

以下、事項別明細でご説明いたします。

4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

3款1項繰入金1目一般会計繰入金の減額は、コロナ対策で実施いたしました住民生活支援経営継続支援で、7月分の上下水道使用料の実績による精算でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページ、7ページ目をご覧ください。

歳出でございます。

4款1項1目予備費は、24万8,000円の減額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第35号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書は58ページになります。

議案第35号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,833万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきます。

4ページ、5ページ目をお開きください。

まず、歳入でございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金3目その他一般会計繰入金の減額につきましては、事務費繰入金で、被保険者証2回目の封緘手数料を広域連合特別対策交付金に移行することに伴うものでございます。

5款1項広域連合支出金1目後期高齢者医療特別対策交付金の増額につきましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、窓口負担割合の見直しによる被保険者証の再交付に係る郵送料に対する特別調整交付金見込額及び被保険者証2回目封緘手数料に対する特別調

整交付金見込額によるものでございます。

6 ページ、7 ページ目をご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の増額は、一般管理事務事業で、保険証再送に係る郵送料によるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 今回の後期高齢者医療広域連合の特別会計なのですが、今説明いただきましたように、窓口での 2 割負担もこれから行われるということなのですが、一つは、2 割の窓口負担になる件数はおおむねどのくらいなのかということと、もう一つは、今日のたしか新聞報道に出ていましたけれども、どこの町だったかちょっと覚えていないのですが、システムの不具合によって、収入の記録のシステムがうまく働かないために、特別徴収から普通徴収に取りあえず切り替えるというような新聞報道が出ていました。同じシステムをもし使っているのであれば、似たような問題がもしかしたらあるのかなという気がするのですが、そういった不具合などはないのかどうか。今回こういったシステムの改修等含めての追加なのですが、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 1 点目は、10 月 1 日開始の窓口負担額の 2 割になる方々の件数ということでございます。

今現在、保険証の発行はほぼ進んでおりまして、9 月 3 日現在で 10 月に年齢到達者を含めまして、総被保険者数としては 2,021 名、2 割負担になる方につきましては 251 人ということでございます。割合としましては 12.4% ということでございます。

もう一つでございます。システムの不具合ということでございます。

今日の新聞の古平町の関係だと思っておりますが、洞爺湖町に関しましては、システムは昨年 12 月に西いぶり広域連合に移行してございまして、現在、近隣市町、伊達市、室蘭市、壮瞥町も含めまして洞爺湖町もでございますが、そういった同じような不具合があるかということでございますが、今現在そういう状況はあるとは聞いてございませんし、そういう事象が生じておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第36号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書61ページをお開き願いたいと思います。

議案第36号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予算に関する説明書でご説明いたします。

4ページをお開き願いたいと思います。

実施計画説明書でございます。

1款水道事業収益2項営業外収益5目他会計補助金の減額につきましては、物価高騰対策支援事業として実施した7月分の水道料金減免に伴う額の確定によるものでございます。

続いて、収益的支出でございます。

1款水道事業費用4項1目予備費で、同額の128万2,000円の減額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号までの一括上程、説明、付託

○議長（大西 智君） 日程第16、認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてから認定第7号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書62ページをご覧いただきたいと思います。

認定第1号から認定第7号まで一括してご提案いたします。

初めに、62ページ。

認定第1号令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

次に、63ページ。

認定第2号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

次に、64ページ。

認定第3号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

次に、65ページでございます。

認定第4号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

次に、66ページ。

認定第5号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

ページをめくっていただきまして、67ページでございます。

認定第6号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

次に、68ページ。

認定第7号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

それでは、会計の概要についてのみ、ご説明をさせていただきます。

初めに、水道事業会計決算書がお手元にあるかと思いますが、12ページになります。

12ページをご覧いただきたいと思います。

12ページの中段の財政の状況でございます。

収益的収支は、収入2億3,796万2,313円、支出2億3,023万2,629円で、当年度純利益は772万9,684円となっております。

また、資本的収支は、収入1億2,652万9,000円、支出1億9,445万6,097円であり、不足額として6,792万7,097円につきましては、当年度消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填している状況でございます。

続きまして、一般会計から順にご説明いたしますので、冊子は別になります。表題が各会計決算書・実質収支に関する調書、財産に関する調書と連記されました冊子の43ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支のみ、ご説明をさせていただきます。

まず、43ページ、一般会計でございます。

収入総額85億4,525万8,000円、歳出総額83億3,361万8,000円、歳入歳出差引額が2億1,164万円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源が1,400万円となり、実質収支額1億9,764万円を繰越ししてございます。

次に、44ページ、特別会計の国民健康保険でございます。

歳入総額12億4,116万9,000円、歳出総額12億3,959万6,000円、歳入歳出差引額157万3,000円となり、実質収支額が157万3,000円を繰り越しております。

次に45ページ、特別会計の公共下水道事業でございます。

歳入総額9億4,756万4,000円、歳出総額9億4,464万3,000円、歳入歳出差引額が292万1,000円となり、実質収支額292万1,000円を繰り越してございます。

ページをめくっていただきまして46ページ、特別会計の介護保険でございます。

歳入総額11億8,247万9,000円、歳出総額11億2,591万9,000円、歳入歳出差引額が5,656万円となり、実質収支額5,656万円を繰り越してございます。

次に47ページ、特別会計の簡易水道事業でございます。

歳入総額1億3,566万5,000円、歳出総額1億3,016万8,000円、歳入歳出差引額が549万7,000円となっており、実質収支額549万7,000円を繰越ししてございます。

最後に48ページ、特別会計の後期高齢者医療でございます。

歳入総額 1 億 7,454 万 5,000 円、歳出総額 1 億 6,831 万 6,000 円、歳入歳出差引額が 622 万 9,000 円となっており、実質収支額 622 万 9,000 円を繰り越している状況でございます。

以上、各会計の決算概要のみ、ご説明をさせていただきました。

慣例によりまして、決算特別委員会が予定されているということでございますので、詳細はそちらでご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件の各会計決算の認定につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が指名することになりますが、議長並びに監査委員を除く全議員 9 名による特別委員会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議長並びに監査委員を除く 9 名による決算特別委員会とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

早速でございますが、決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

（午後 1 時 3 4 分）

（午後 1 時 4 2 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

◎正副委員長の決定

○議長（大西 智君） ただいま、決算特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

決算特別委員会委員長には千葉委員、副委員長には今野委員が選出されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 1 時 4 2 分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員